

B) 有効な ESTA を所持している方は
こちらをご提出ください。

ESTA自己取得届出書

フリガナ
氏名

申込番号

ESTA 申請番号

有効期限失効日が 2025 年 12 月 2 日（火）以降の ESTA 申請番号をご提出ください。



公式ホームページ

△ESTA の公式ホームページと誤認させるようなデザインや URL を使用した
代行登録業者が多数確認されています。
ご不安な方は、ぜひ弊社の代行申請サービスをご利用ください。

<https://esta.cbp.dhs.gov/>

※ ステータス確認

公式ホームページの「ESTA のステータス確認」→「個人による申請のステータス確認」から確認できます。

※ 本クルーズで初めて ESTA 申請する場合は、

「米国への渡航目的は、他国へ乗り継ぐためですか？」の項目には「はい」と回答してください。